

政策評価結果書の要旨

【政策分野】

政策分野：食の安全及び消費者の信頼の確保

【政策分野全体の目指す姿】

消費者の視点を大切にして、国民の健康を守ることが重要であるという考え方の下で、「食」の安全と安定供給を確保し、消費者が「食」に対する信頼感を持てること。

【目標ごとの達成状況と要因の分析・改善の考え方】

重点的に取り組むべき課題と目指すべき姿（１）食品の安全性の確保

農業生産現場等におけるリスク管理措置により、国産農産物等を汚染するおそれのある危害要因の摂取を、国民の健康に影響のない程度に抑制する。

目標

| | |
|--|---|
| 目標値：国産農産物等を汚染するおそれのある特定の危害要因について、科学的評価に基づき設定された摂取許容量を超えないレベルに抑制する。 | 達成状況：目標は達成している。 |
| 要因の分析・改善の考え方 | (1)代表的な危害要因であるカドミウムに関する施策の評価を行った結果、食品からの推計カドミウム摂取量は、摂取許容量の約6割であった。これは産地におけるカドミウム吸収抑制対策などのリスク管理措置が適切に行われた結果と考えられる。 (2)国民の健康への影響を未然に防止することは重要な課題であることから、今後も産地におけるカドミウムの効果的な科学的原則に基づいたリスク管理措置等を継続する必要がある。 |

重点的に取り組むべき課題と目指すべき姿（２）家畜伝染病等の対策

家畜伝染病等の発生の予防と侵入の防止を図り、発生した場合には、まん延防止措置を適切に講じる。

目標

| | |
|---|---|
| 目標値：国内における家畜伝染病・養殖水産動物の特定疾病の発生予防まん延防止及び海外伝染病の侵入防止。発生があった場合に法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数を0件とする。 | 達成状況：目標はほぼ達成している。 |
| 要因の分析・改善の考え方 | (1)海外伝染病については、弱毒タイプの高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたが、他の地域に拡大はしなかった。他の家畜伝染病についても、家畜及び畜産物の輸入等による発生は確認されなかった。したがって、まん延防止措置及び動物検疫による侵入防止は適切に行われ、政策手段はほぼ有効に機能したと考えられる。 また、養殖水産動物の特定疾病についてはコイヘルペスウイルス病の発生が確認されたが、適切なまん延防止措置により、発生経営体及びその出荷先以外への拡大は防止された。 (2)家畜伝染病の監視・危機管理体制の充実・強化を図るとともに、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生予防及びまん延防止を図るため、迅速かつ円滑な防疫措置を推進する必要がある。 また、コイヘルペスウイルス病などの特定疾病について都道府県のまん延防止措置への支援等を講ずるとともに、国内未侵入の疾病の調査・研究を進め、水産防疫制度の強化を図る必要がある。 |

重点的に取り組むべき課題と目指すべき姿（３）植物防疫対策

安全な農作物の安定供給に支障を来すおそれのある病害虫の侵入防止を確実に図るとともに、発生した場合には、駆除・まん延防止措置を適切に講じる。

目標

| | |
|---|-----------------|
| 目標値：我が国未発生又は一部に存在する病害虫の侵入防止。 発生があった場合に法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない | 達成状況：目標は達成している。 |
|---|-----------------|

| | |
|--------------|---|
| 事例の件数を0件とする。 | |
| 要因の分析・改善の考え方 | <p>(1)新たな病害虫の発生は見られたものの、著しい被害が生じる状況になかったため、法令等に基づくまん延防止措置を講ずる必要がなかった。しかしながら、今後とも病害虫のリスクを適切に管理するため、新たな病害虫に対する防除対策の確立やIPM（総合的病害虫・雑草管理）の普及といった課題を解決する必要がある。</p> <p>(2)「動植物検疫業務システムの最適化計画」を着実に実施し、今後需要の高まる分野の業務体制を強化する。国内に発生している病害虫について、引き続き発生状況の把握に努め、難防除病害虫、新規病害虫については早急に防除技術を確立するとともに、都道府県が行う防除と国が行う国内検疫の一層の協力、連携を図る。IPMについては関係者が一体となって普及・定着に取り組む体制を整備する必要がある。</p> |

重点的に取り組むべき課題と目指すべき姿（４）遺伝子組換え農作物の環境リスク管理

遺伝子組換え農作物の使用が我が国の生物多様性（野生動植物の生態系等）に影響を及ぼさないよう未然に防止する。

目標：

| | |
|---|---|
| 目標値：遺伝子組換え農作物等の使用によって生物多様性に影響が生じるおそれがあると認められる場合に、カルタヘナ法に基づく緊急措置を発動しない状態を維持する。 | 達成状況：目標は達成している。 |
| 要因の分析・改善の考え方 | <p>(1)立入検査等のリスク管理の実施により、遺伝子組換え農作物等の適切な使用が確保され、カルタヘナ法に基づく緊急発動件数は、17年度末（18年3月31日）現在、0件である。このため、本目標の政策手段は、有効に機能していると考えられる。</p> <p>(2)今後とも、リスク管理の適切な実施により、目標に示す状態が維持されるよう、引き続き、現行の施策の推進に努める必要がある。</p> |

重点的に取り組むべき課題と目指すべき姿（５）消費者の信頼の確保

消費者の信頼の確保のために食品表示の適正化を推進する。

目標

| | | | |
|--|--|-----------|---------|
| 目標値：平成20年度に不適正表示率（現状値：平成15年度25.3%）を2割削減する。 | 実績値：14.8% | 達成状況：136% | 達成ランク：A |
| 要因の分析・改善の考え方 | <p>(1)不適正表示率を減少させるため、事業者や消費者に対する食品の表示制度に対する啓蒙活動を行うほか、食品表示ウオッチャーの設置など、監視体制を充実させてきており、こうした手段により、不適正表示率の改善がみられている。</p> <p>(2)平成17年度の調査対象店舗については、不適正表示率が確実に改善しているが、さらに不適正表示率を減少させるため、啓蒙活動の一層の充実を図るとともに、不適正表示に対しては、JAS法に基づく指示・公表など厳格な措置を講じていく必要がある。</p> | | |

【政策分野の総合的な評価】

本政策分野については、各目標値ともほぼ目標を達成したものと考えられる。今後とも科学に基づいた行政をさらに推進し、「食の安全及び消費者の信頼の確保」に努める必要がある。

評価書の詳細

http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/17/4_1.pdf

担当：消費・安全局 消費・安全政策課 03-3502-8111（内線3006、3007）

政策評価結果書

平成18年3月31日
(最終改訂同年7月7日)

実績評価(目指すべき姿と目標の考え方)

| 政策分野 | 食の安全及び消費者の信頼の確保 | | |
|---|--|---|--|
| 政策分野主管課及び関係課 | 政策分野主管課：消費・安全局消費・安全政策課 関係課：消費・安全局表示・規格課、農産安全管理課、畜水産安全管理課、植物防疫課、動物衛生課、総合食料局食品産業企画課、消費流通課 生産局畜産振興課、牛乳乳製品課、水産庁加工流通課、漁場資源課 | | |
| 政策分野の全体の目指す姿 | 消費者の視点を大切にして、国民の健康を守ることが重要であるという考え方の下で、「食」の安全と安定供給を確保し、消費者が「食」に対する信頼感を持てること。 | | |
| 重点的に取り組むべき課題(課題ごとに目指すべき姿) | 目 標 (政策の有効性に関する指標 / 政策の有効性を判断する視点) | 判断に用いる指標 ・ データ | |
| 1. 農業生産現場等におけるリスク管理措置により、国産農産物等を汚染するおそれのある危害要因の摂取を、国民の健康に影響のない程度に抑制する。 | 食品の安全性の確保 指標(目標): 国産農産物等を汚染するおそれのある特定の危害要因について、科学的評価に基づき設定された摂取許容量を超えないレベルに抑制する。 | 厚生労働省や農林水産省において実施する各種汚染実態調査結果データに基づいた摂取量(推定値) | |
| 2. 家畜伝染病等の発生の予防と侵入の防止を図り、発生した場合には、まん延防止措置を適切に講じる。 | 家畜伝染病等の対策 指標(目標): 国内における家畜伝染病・養殖水産動物の特定疾病の発生予防・まん延防止及び海外伝染病の侵入防止。 発生があった場合に法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数を0件とする。 目標年次：各年 基準：平成16年度 | 国内における家畜伝染病及び養殖水産動物の特定疾病の発生数家畜伝染病及び特定疾病が発生した際の法令等に基づくまん延防止措置の状況 | |
| 3. 安全な農作物の安定供給に支障を来たすおそれのある病害虫の侵入防止を確実に図るとともに、発生した場合には、駆除・まん延防止措置を適切に講じる。 | 植物防疫対策 指標(目標): 我が国未発生又は一部に存在する病害虫の侵入防止。 発生があった場合に法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数を0件とする。 目標年次：各年 基準：平成16年度 | 植物検疫(水際対策)の実施状況国内における新たな病害虫の発生件数 当該病害虫が発生した際の法令等に基づくまん延防止措置の状況 | |

| | | |
|--|---|---|
| <p>4．遺伝子組換え農作物の使用が我が国の生物多様性（野生動植物の生態系等）に影響を及ぼさないよう未然に防止する。</p> | <p>遺伝子組換え農作物の環境リスク管理 指標：(目標) 遺伝子組換え農作物等の使用によって生物多様性に影響が生じるおそれがあると認められる場合に、カルタヘナ法（注）参照）に基づく緊急措置を発動しない状態を維持する。 目標年次：各年 基準：平成16年度 （注）カルタヘナ法：カルタヘナ議定書を遵守するために制定された国内法（6省共管で、国際的に協力して生物の多様性を確保。 具体的には、遺伝子組換え農作物等の使用等の規制により野生動植物の種の多様性への影響を防止。）</p> | <p>カルタヘナ法に基づく緊急措置の発動件数：0件</p> |
| <p>5．消費者の信頼の確保のために食品表示の適正化を推進する。</p> | <p>消費者の信頼の確保 指標：食品表示の遵守状況の確実な改善： 10年後に適正表示率を85%にするために5年（平成20年度）で不適正表示率（現状値平成15年度：25.3%）を2割削減する。 目標年次：平成20年度 （基準：平成15年度25.3% 目標：平成20年度20.0%）</p> | <p>一般調査（地方農政局等が実施する食品表示の実施状況の確認及び不適正な表示に対する指導のうち、臨時に特定の品目を対象に行う調査を除いた恒常的かつ継続的に実施する調査）における数値</p> |

実績評価（目標設定と判定の考え方）

| | |
|----------------|---|
| 上位計画 (関係箇所) | 食料・農業・農村基本計画 第3の1の(1)食の安全及び消費者の信頼の確保 |
| 目標年度 | - |
| 目標値 | - |

〔政策分野の全般的考え方（必要性）〕

消費者の視点を大切にして、国民の健康を守ることが重要であるという考え方の下で、食の安全及び消費者の信頼を確保するために

- 1 農場から食卓までのリスク管理の徹底を通じた食品の安全性の確保
- 2 家畜や農作物の病気や害虫のまん延防止による食料の安定供給
- 3 食品表示の適正化による消費者への的確な情報の伝達・提供

などの施策を講じていく必要がある。

このため、食品の安全性の確保、家畜伝染病・養殖水産動物の特定疾病対策、植物防疫対策、遺伝子組換え農作物の環境リスク管理、食品等の表示の適正化等の施策を「食の安全及び消費者の信頼の確保」という政策分野として設け、政策を推進する。

〔政策分野の目標設定の考え方〕

1．食品の安全性の確保

農業生産現場等において農産物等を汚染し、国民の健康に影響を及ぼすおそれのある危害要因については、サーベイランスによって実態を把握した上で、その結果に基づき、必要に応じて適切なリスク管理措置を講じることにより、国民の健康への影響を未然に防止することが重要である。

過去に実施したサーベイランスの結果等により、国産農産物等の汚染の実態が明らかにされた危害要因としては、米に含まれるカドミウム（重金属）、小麦に含まれるデオキシニバレノール（かび毒）、残留農薬及び醤油中のクロロプロパノール（調味液の化学的な製造過程で生成される不純物）等があるが、食品の安全の確保に係る施策の効果を把握・評価するため、各種実態調査の結果からこれら代表的な危害要因の摂取量を推計し指標として用いることとする。

またその際、国民の健康への影響を未然に防止するためには、摂取量を、科学的評価に基づき設定された摂取許容量（PTDW）IやADI等（（注）参照）を超えないレベルに抑制する必要があることから、それぞれの危害要因毎に設定されている摂取許容量と推定される摂取量との比較によって、施策の効果を評価することとし、当面は、推定摂取量が摂取許容量を超えていないことを目標とする。

ただし、これら危害要因の農産物等中の含有量は、気象条件等によって大きく左右されるため、単年度毎のデータの比較によって施策の効果を把握・評価することは困難である。

（注）・PTWI（provisional tolerable weekly intake：暫定1週間耐容摂取量、毎週食べ続けても健康に影響が出ない量：体重1kg当たりで示される。）

・PTDI（provisional tolerable daily intake：暫定1日耐容摂取量、毎日一生食べ続けても健康に影響が出ない量：体重1kg当たりで示される。）

・ADI（acceptable daily intake：1日許容摂取量、毎日一生食べ続けても健康に影響が出ない量：体重1kg当たりで示される。意図的に使用される物資に設定される。）

2．家畜伝染病等の対策

家畜及び養殖水産動物の衛生対策の推進により畜水産物の生産段階における安全性を確保し消費者に対する信頼を確保するとともに、生産性の向上及び生産コストの低減を図り、安定的な畜水産物の供給を図ることが必要である。このため、家畜伝染病及び養殖水産動物の特定疾病の発生の予防、万一の発

生があった際のまん延防止措置を適切に実施することが重要となる。このため、国内での未発生の家畜伝染病及び養殖水産動物の特定疾病について、その侵入防止に万全を期するとともに、国内に既に存在する家畜伝染病及び養殖水産動物の特定疾病については、発生の予防を図ることが重要であり、侵入防止及び発生予防が図られていることを重点において目標を設定する。

また、万が一発生があった場合には国内で未発生の家畜伝染病及び養殖水産動物の特定疾病については、我が国での常在化を防止することが重要であり、法令等に基づき適切なまん延防止措置が図られているかを重点において目標を設定する。また、既に、我が国で発生が確認されている伝染性疾病については、発生の際に法令等に基づきまん延の防止等の適切な措置が講じられるとともに、清浄化の推進が図られていることを重点において目標を設定する。

3．植物防疫対策

病害虫の発生・まん延を防止するためには、海外からの病害虫侵入対策として、水際における植物検疫及び侵入警戒調査の適切な実施、国内の病害虫まん延防止対策として、適期適切な防除の指導といった課題がある。これらの課題が解消されない場合は、病害虫に対応するための防除コストの増大、収量・品質の低下といった農業生産性の低下が引き起こされ、安全な農作物の安定供給に支障を来たすおそれがある。

このため、国としては、植物防疫所を設置して検疫体制を整備し、各都道府県に病害虫防除所を設置して防疫体制を整備するとともに、防除技術等の開発に係る施策を講じることで、効率的な植物防疫を実施し、病害虫の発生・まん延を防止する必要がある。

したがって、施策の効果としては、植物防疫が適切に実施されたことを評価する観点から、法令等に基づき適切なまん延防止措置が図られているかを重点において目標を設定する。また、万一病害虫の侵入があった場合に、法令等に基づいて執ることとされているまん延防止措置が適切に図られることを目標として設定する。

4．遺伝子組換え農作物の環境リスク管理

カルタヘナ法では、遺伝子組換え農作物等による我が国の生物多様性（野生動植物の生態系等）への影響を防止するために、生物多様性影響を科学的に評価し、その結果問題がないと認められたもののみ国内での使用を承認するとともに、使用者に対する立入検査等によって不適切な使用の抑制等を行うこととされているところである。また、同法では、国内における遺伝子組換え農作物等の不適切な使用等により、わが国の生物多様性への影響のおそれがあると認められる場合には、使用中止等の緊急措置を講じることとされているところである。

現時点では、使用の承認に先立つ厳格な生物多様性影響評価や、的確な立入検査等の未然防止に重点を置いたリスク管理の実施によって、遺伝子組換え農作物等の適切な使用が確保され、緊急措置を発動するような生物多様性に悪影響が及ぶ事態には至っていない。

今後とも、未然防止に重点を置いたリスク管理の適切な実施により、緊急措置を発動する必要がない状態を維持していくことが望ましいことから、こうした望ましい状態の維持、すなわち緊急措置の発動件数0件の維持を目標とする。

5．消費者の信頼の確保：食品表示の遵守状況の確実な改善

食品等の表示・規格制度の改善・強化を図り、食品表示に対する消費者の信頼を回復するためには、表示の遵守状況の向上、消費者に分かりやすく信頼される表示制度の実現、不正表示への摘発への取組が必要である。

そのため、本政策分野の目標として、10年後に適正表示率が10%向上（85%）することを目指し、まず、平成20年度までに恒常的な調査（一般調査）における不適正表示率（平成15年度25.3%）を2割削減することを目指す。

〔目標値の算出方法／達成状況の判定方法〕

目標 食品の安全性の確保

現在、厚生労働省や農林水産省等が実施している実態調査等のデータを用いて、各危害要因の摂取量

を推計し、摂取許容量との比較によって施策の効果を把握・評価する。ただし、気象条件等による年次変動を考慮し、統計的に処理したデータを用いる。

目標 家畜伝染病等の対策

家畜伝染病及び養殖水産動物の特定疾病の発生数のデータを用いて、既に我が国で発生が確認されている家畜伝染病及び養殖水産動物の特定疾病の発生の予防、我が国で未発生の家畜伝染病及び養殖水産動物の特定疾病の侵入防止対策の施策の効果を把握・評価する。また、発生があった家畜伝染病及び養殖水産動物の特定疾病に対する措置状況については、殺処分、焼埋却等のまん延防止の実施状況により評価する。

目標 植物防疫対策

我が国に新規に発生した病害虫のデータを用いて、侵入防止対策の効果を把握・評価する。
また、発生した病害虫に対する措置状況については、駆除・まん延防止等の実施状況により評価する。

目標 遺伝子組換え農作物の環境リスク管理

緊急措置という施策の発動件数を目標値としていることから、特別な調査等は行わず、施策の実施状況で判定する。

目標 消費者の信頼の確保：食品表示の遵守状況の確実な改善

国が実施する一般調査（地方農政局等が実施する食品表示の実施状況の確認及び不適正な表示に対する指導のうち、臨時に特定の品目を対象に行う調査を除いた恒常的かつ継続的に実施する調査）における数値をもとに達成状況を判定する。

達成率の計算方法

平成17年度の達成率 = 目標値（H20不適正表示率）÷ 17年度実績（不適正表示率）× 100(%)

実績評価（目標値と実績値の推移）

判断に用いる指標・データの推移

目標 食品の安全性の確保

摂取推定量が摂取許容量を超えていないこと。

(1) 米のカドミウム

食品からのカドミウム摂取量の推移(試算値:注参照)

| 食品群 | (単位:mcg/kg-bw/wk) | | | | | | | | | | | | | | 合計 |
|-------------------|-------------------|------|-------|-------|--------|------|------|-------|------|------|------|-------|-------|-----|-----|
| | I | II | III | IV | V | VI | VII | VIII | IX | X | XI | XII | XIII | XIV | |
| 年 | 米 | 雑穀・芋 | 砂糖・菓子 | 油脂 | 豆・豆加工品 | 果実 | 有色野菜 | 野菜・海藻 | 嗜好品 | 魚介 | 肉・卵 | 乳・乳製品 | 加工食品 | 飲料水 | |
| H11 | 4.1 | 0.30 | 0.05 | 0.003 | 0.17 | 0.07 | 0.26 | 0.44 | 0.08 | 0.90 | 0.04 | 0.02 | 0.004 | 0 | 6.4 |
| H12 | 4.5 | 0.27 | 0.02 | 0.001 | 0.16 | 0.01 | 0.17 | 0.68 | 0.02 | 0.26 | 0.02 | 0.004 | 0.004 | 0 | 6.1 |
| H13 | 3.8 | 0.38 | 0.04 | 0.001 | 0.16 | 0.02 | 0.23 | 0.43 | 0.07 | 0.50 | 0.02 | 0.002 | 0.005 | 0 | 5.7 |
| H14 | 3.4 | 0.32 | 0.04 | 0.014 | 0.15 | 0.11 | 0.23 | 0.45 | 0.08 | 0.54 | 0.08 | 0.02 | 0.005 | 0 | 5.4 |
| H15 | 3.4 | 0.39 | 0.04 | 0.001 | 0.14 | 0.01 | 0.16 | 0.45 | 0.04 | 0.36 | 0.03 | 0.01 | 0.005 | 0 | 5.1 |
| H16 | 3.2 | 0.27 | 0.03 | 0.00 | 0.11 | 0.04 | 0.21 | 0.46 | 0.04 | 0.30 | 0.01 | 0.03 | 0.05 | 0 | 4.8 |
| H17 ^{※2} | 2.7 | 0.27 | 0.03 | 0.00 | 0.11 | 0.04 | 0.21 | 0.46 | 0.04 | 0.30 | 0.01 | 0.03 | 0.05 | 0 | 4.3 |

モニタリングの結果等に基づき、概ね3年ごとに評価

注1: 本試算値は、次の計算方法により産出。なお、コメの含有濃度は相対的に高い値を用いているため、日本人の平均的な摂取量よりも高い。

注2: 米以外食品からのカドミウム摂取量に関する平成17年度の調査結果が未だ公表されていないことから、暫定的に前年度と同じ値を用いた。

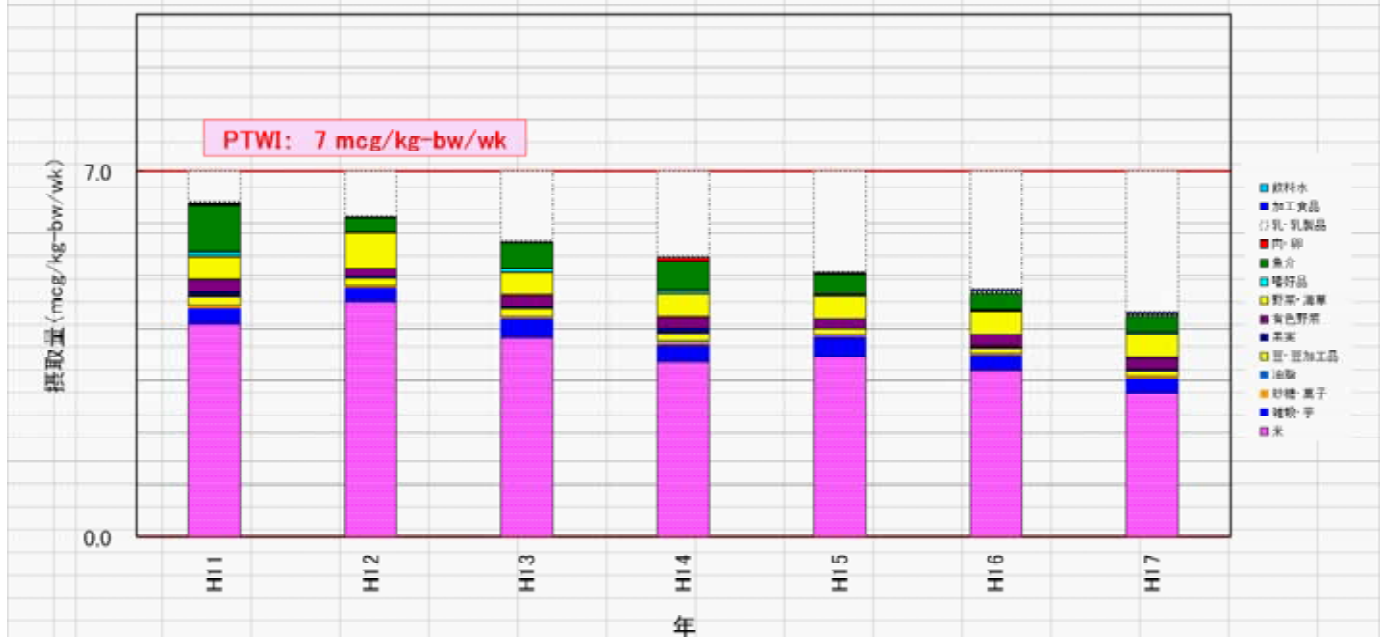
(計算方法) Cd摂取量=コメからのCd摂取量(コメ中のCd濃度^{※1}×コメの消費量(米の消費等動向調査)^{※2})
+それ以外の品目からの摂取量^{※3}

※1 国内産米穀のカドミウム調査のうち、過去に実施した調査において、0.4 ppm以上のカドミウムが検出された地区における調査結果の平均値(H11-H17、食糧庁、消費・安全局)

※2 米の消費動向等調査(H18、総合食料局)

※3 トータルダイエツトスタディ(H12-H17、厚生労働省)

食品からのカドミウム摂取量の推移



(2) かび毒 (デオキシニバレノール)

デオキシニバレノール (DON) に係る国産小麦実態調査及び輸入小麦検査の結果並びに摂取量等の推移

| 年 度 | | 14 | 15 | 16 | 17 |
|---|-----|----------|----------|----------|----------|
| 試料点数 | 国 産 | 199 | 213 | 226 | 200 |
| | 輸 入 | 157 | 284 | 282 | |
| 暫定基準値超過点数 (1) | 国 産 | 6 (3) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| | 輸 入 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | |
| 平均濃度 ($\mu\text{g}/\text{g}$) (2) | 国 産 | 0.19 | 0.099 | 0.076 | 0.04 |
| | 輸 入 | 0.094 | 0.11 | 0.14 | |
| 1人1日当たりの小麦経由のDON摂取量 ($\mu\text{g}/\text{g}$) (2、 3) | 国 産 | 3.2 | 1.5 | 1.2 | 0.73 |
| | 輸 入 | 9.4 | 11.1 | 14.1 | |
| | 合 計 | 12.6 | 12.6 | 15.3 | |

1 : 暫定基準値 ($1.1 \mu\text{g}/\text{g}$) を超過したものの点数。

2 : 定量限界以下のものを、定量限界の数量として算出。

3 : 計算式 : $\text{DON平均濃度} \times 1人1日当たりの平均小麦消費量 \times [\text{生産量} (* \text{輸入の場合は「輸入量」}) \div (\text{生産量} + \text{輸入量})]$

(データの出典 : 生産量及び輸入量については、農林水産省総合食料局「食料需給表」、平均小麦消費量については、国民栄養調査。)

暫定1日耐容摂取量 (JECFA) = $1 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日。従って、大人1人1日当たりに換算すると $53.3 \mu\text{g}/人/日$ に相当。

注1) 17年度の国産小麦のデータについては、暫定値である。

(DON摂取量を計算するのに必要な平均小麦消費量及び生産量・輸入量について、暫定的に、16年度の数値を使用しているため。平成18年6月末までに最新の数値を入手の上、再計算予定。)

注2) 17年度の輸入小麦については、データ未入手のため、現時点では記入不可能。

(H18年7月頃までに、総合食料局とりまとめのデータを入手予定。)

(3) 3 - クロロプロパンジオール (3-MCPD)

平成16年度と平成17年度では、実態調査の対象が異なるため、経年比較は困難

・しょうゆの製造法別の3-MCPD実態調査と摂取量の推定

平成16年度クロロプロパノール類 (1) に係るしょうゆ実態調査結果

| | | |
|---|---------|-----------------|
| | 本醸造 | アミノ酸液使用 しょうゆ |
| 試料点数 | 104 | 120 |
| 平均濃度 (mg/kg) (2) | 0.004 | 0.21 |
| 平成16年度のしょうゆ 生産量 (推定) (kl) | 805,644 | 175,256 |
| 1人1日当たりのしょうゆ 経由の3-MCPD摂取量 (μg) (3) | 0.7 | |

1 : 3-MCPDはクロロプロパノール類の一種。

- 2：定量限界以下の数量を定量限界の数量として算出。
- 3：計算式 = 本醸造しょうゆ平均濃度 (0.004mg/kg) × 同平均摂取量 (15.4 g/日) + アミノ酸液使用しょうゆ平均濃度 (0.21mg/kg) × 同平均摂取量 (3.34 g/日)
- 4：暫定1日耐容摂取量 = 2 μ g/kg体重/日。従って、大人1人1日当たりに換算すると106.6 μ g/人/日。
ただし、アミノ酸液使用しょうゆの3-MCPD最大値の製品を摂り続けている場合は、3-MCPDの摂取量は146 μ g/人/日となり暫定1日耐容摂取量を超えることになる (計算式 = 平均しょうゆ摂取量 × 最大濃度) ので、リスク管理措置を検討中である。

・ 自社製アミノ酸液使用しょうゆ (5) の実態調査
平成17年度クロロプロパノール類に係るしょうゆ実態調査結果

| | 自社製アミノ酸液使用しょうゆ |
|--|----------------|
| 試料点数 | 40 |
| 最低濃度 (mg/kg) | 0.014 |
| 最高濃度 (mg/kg) | 17 |
| 平均濃度 (mg/kg) | 2.3 |
| 1人1日当たりのしょうゆ経由の3-MCPD摂取量 (μ g) (6) | 318 |

- 5：しょうゆの原料として使用するアミノ酸液は、外部の製造業者から専ら調達する業者と、自社で製造したものを使用する業者がある。
- 6：自社製アミノ酸液使用しょうゆ中のクロロプロパノール類の濃度はばらついているが、仮に今回3-MCPD最大値となった製品を摂り続けている場合は、3-MCPDの摂取量は318 μ g/人/日となり暫定1日耐容摂取量の3倍となる (計算式 = 平均しょうゆ摂取量 × 最大濃度) ので、リスク管理措置を検討中である。

これら (~) 危害要因の農産物等中の含有量は、気象条件等によって大きく左右されるため、単年度毎のデータの比較によって施策の効果を把握・評価することは困難である。

目標 家畜伝染病等の対策

国内における家畜伝染病・養殖水産動物の特定疾病の発生予防まん延防止及び海外伝染病の侵入防止。

発生があった場合に法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数0件 (各年)

・ 現状値 法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数0件 (16年度)

・ 海外伝染病の発生件数 (近年発生があったもの)

| | 11年度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 |
|------|------|----------|------|------|-------------------|------|--------------------|
| 発生件数 | 0 | 4 口蹄疫 | 0 | 0 | 4 高病原性鳥インフルエンザ | 0 | 11 高病原性鳥インフルエンザ |

平成12年における口蹄疫の発生の際には、周辺農場の移動制限、疑似患畜の殺処分等の実施によりまん延防止措置を講じ、4例の発生で終息。発生後6か月でOIEの清浄国認定がされた。

平成16年における高病原性鳥インフルエンザの発生の際には、山口県及び大分県の事例においては、周辺農場への拡がりはなかったが、京都府の事例においては、養鶏業者からの通報がなかったことから、影響が拡大。周辺1農場での続発があったものの、発生後1か月余りで移動制限は解除。

平成17年には6月以降茨城県を中心に、高病原性鳥インフルエンザ（弱毒タイプ）の発生を確認。発生農場又は抗体陽性鶏確認農場については殺処分による対応を基本としたが、ウインドレス鶏舎については、専門家の意見も踏まえ、抗体陽性であってもウイルスが確認されない場合には、直ちに殺処分せず、厳格な監視措置を実施し、おとり鶏による検査を行い、感染が確認された農場については、その全ての鶏を殺処分。なお、今回の事例は茨城県の一部の地域に限局したものであった。

・国内で発生が確認されている主な家畜伝染病の発生件数（牛、豚、馬、羊、鶏）

| | 11年度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|
| 日本脳炎（豚） | 1 | 4 | 1 | 4 | 2 | 2 | 9 |
| 日本脳炎（馬） | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 炭疽 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ブルセラ病 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 結核病 | 4 | 3 | 0 | 2 | 2 | 1 | 0 |
| ヨーネ病（牛） | 475 | 389 | 400 | 420 | 427 | 621 | 530 |
| ヨーネ病（羊） | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 3 |
| BSE | 0 | 0 | 3 | 4 | 4 | 5 | 8 |
| スクレイピー | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| ニューカッスル病 | 11 | 5 | 7 | 5 | 0 | 2 | 4 |
| 家きんサルモネラ感染症 | 0 | 0 | 5 | 2 | 0 | 0 | 0 |

国内で発生が既に確認されている家畜の伝染性疾患については、発生の際に殺処分等の防疫措置を講じることにより、まん延の防止を図っているところ。感染から発症までの潜伏期間の長いヨーネ病については、全国的な定期検査により発症前の摘発・摘発時の殺処分等まん延防止措置を行っているところであるが、発生件数は増加しており、早期摘発によるまん延の防止に向けた取組の強化により、平成17年度は発生件数が若干減少したところ。

家畜伝染病等の概要は、参考データの（注）を参照

・特定疾病発生件数

| | 11年度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|
| コイヘルペスウイルス病 | - | - | - | - | 70 | 32 | 29 |

1 コイヘルペスウイルス病以外の発生件数は0件

2 コイヘルペスウイルス病の発生件数は経営体数

(注) 平成15年11月に我が国で初めてコイヘルペスウイルス病が確認されて以降、国内各地でコイヘルペスウイルス病が確認されたが、感染コイの早期発見とコイの処分、施設の消毒等、まん延防止措置の確実な実施を図ってきた結果、発生件数は平成16年度には32件に、平成17年度には29件に減少している。

目標 植物防疫対策

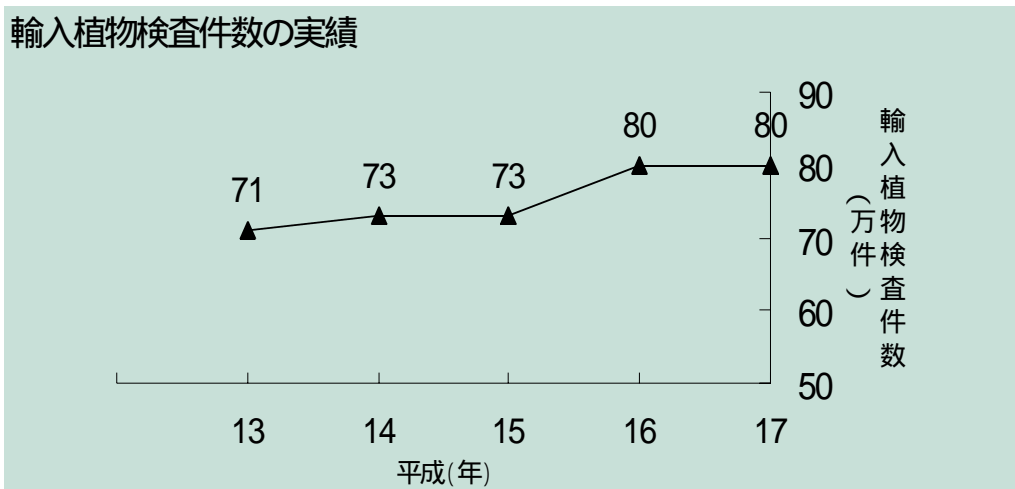
我が国未発生又は一部に存在する病害虫の侵入防止。

発生があった場合に法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数を0件とする。

(各年)

・基準値：0件(16年度実績)

(1) 植物検疫(水際対策)の実施状況



(2) 国内における新たな病害虫の発生件数(特殊報の発出件数)

| | H12年 | H13年 | H14年 | H15年 | H16年 | H17年 |
|------|------|------|------|------|------|------|
| 発生件数 | 54 | 52 | 58 | 43 | 53 | 86 |

特殊報は、新奇な病害虫を発見した場合及び重要な病害虫の発生動向に特異な現象が認められた場合に発出されている。

平成17年の発表件数は、前年と比較して30件以上増えているが、これはウイルス病及び微小病害虫の簡易診断法が開発された結果、各病害虫防除所の発生調査でトマト黄化葉巻病(特殊報11件)、キュウリ黄化えそ病(同7件)、アワダチソウグンバイ(同12件)、タバココナジラミバイオタイプQ(同5

件)の同定が短期間に実施されたことで計35件の特殊報が出されたことの影響による。新たに国内で確認された病害虫の特殊報は2件であり、過去5年間の件数と同程度(年間2-3件)である。

特殊報が発出された病害虫は、発生予察情報を適時に提供し、効果的な防除を行うことでまん延を未然に防ぐことができ、法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数は0件となっている。

目標 遺伝子組換え農作物の環境リスク管理

カルタヘナ法に基づく緊急措置発動件数：0件(各年)

・基準年：平成16年度

カルタヘナ法(平成16年2月19日施行)では、国内における遺伝子組換え農作物等の不適切な使用等により、わが国の生物多様性への影響のおそれがあると認められる場合には、当該農作物の回収、使用中止等の緊急措置を講じることとされている。

平成17年3月末日時点では、使用の承認に先立つ厳格な生物多様性影響評価や、的確な立入検査等の未然防止に重点を置いたリスク管理の実施によって、遺伝子組換え農作物等の適切な使用が確保され、緊急措置を発動するような生物多様性に悪影響が及ぶ事態には至っていない。(緊急措置発動件数は、0件である。)

目標 消費者の信頼の確保：食品表示の遵守状況の確実な改善(表示の適正化)

一般調査(地方農政局等が実施する食品表示の実施状況の確認及び不適正な表示に対する指導のうち、臨時に特定の品目を対象に行う調査を除いた恒常的かつ継続的に実施する調査)における数値

・目標年度 平成20年度：2割削減

・現状値 不適正表示率：25.3%(平成15年度)

| 年 度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 |
|---------------------|-------|-------|------|------|
| 実績値 (不適正 表示率) | 20.0% | 14.8% | % | % |

この調査は、全国に存在している店舗を調査対象とするものであり、単年度で、全国全ての店舗を調査するのではなく、原則として毎年異なる店舗に対して調査し、約10年で全ての店舗を網羅することとしている。

このため、毎年調査のサンプルが異なることから、単純に前年と比較して評価することは、適当でなく、平成17年度は同年度に行った調査実績値に基づいて達成度合い(評価)を判断することとし、最終的には、目標達成の平成20年度には、平成16年度から5年間の不適正表示率のトレンドを基に総括的な評価を行うこととする。

【参考データ】

食品の安全性の確保

食品製造事業者のH A C C P手法 (Hazard Analysis and Critical Control Point 製造における重要な工程を連続的に監視することによって、ひとつひとつの製品の安全性を保証しようとする食品の衛生管理手法) の導入推進。

(1) H A C C P手法支援法に基づく高度化計画の認定件数

| 年 度 | 1 6 年 度 | 1 7 年 度 | 1 8 年 度 | 1 9 年 度 |
|-----|---------|---------|---------|---------|
| 実績値 | 2 0 0 件 | 2 2 4 件 | | |

(2) 一定規模以上の水産加工場におけるH A C C P導入率

| 年 度 | 1 6 年 度 | 1 7 年 度 | 1 8 年 度 | 1 9 年 度 | 2 0 年 度 |
|-----|-----------|-----------|---------|---------|---------|
| 実績値 | 1 2 . 5 % | 1 3 . 8 % | | | |

(3) 一定規模以上の飲用牛乳工場におけるH A C C P導入率

| 年 度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 |
|-----|-------|-------|------|------|------|------|------|
| 実績値 | 58.9% | 60.5% | | | | | |

消費者の信頼の確保

トレーサビリティの導入・普及状況

参考データ：生鮮食品及び加工度が低い加工品を対象として、主要な購買先において、24時間以内に生産流通履歴の追跡・遡及を可能とするシステムの品目の導入状況。

- ・統計部が実施する食品産業動向調査（食品製造業、食品小売業等を対象としたトレーサビリティ・システムの導入・実施状況等の実態調査）

| 年 度 | 1 7 年 度 | 1 8 年 度 | 1 9 年 度 |
|-----|---------|---------|---------|
| 実績値 | 4 0 % | | |

(注)

目標 家畜伝染病等の対策の対象となる家畜伝染病等の概要

()内は家畜伝染病予防法の対象家畜

口蹄疫(牛、めん羊、山羊、豚、水牛、しか、いのしし)

口蹄疫ウイルスを原因とし、感染動物やその汚染物によって直接、間接の接触によって伝播する。さらに地域が濃厚汚染地帯になると空気伝播もおこり、陸上で60km、海上では250kmも風によって運ばれたとの報告もある。潜伏期間は1~2週間である。発病動物には口の周囲、舌、蹄部に水疱(みずぶくれ)が見られる。致死率は幼畜では50%をこえるが、成畜では数%である。しかし、成畜でも採食障害や歩行障害によって著しく生産性が低下する。英国、アルゼンチン、日本への侵入にみられるように近年、口蹄疫の常在地以外での発生が頻繁に起こっている。

高病原性鳥インフルエンザ(鶏、あひる、うずら、七面鳥)

A型インフルエンザウイルス(H5、H7亜型及び高病原性のもの)を原因とし、神経症状(首曲がり、沈うつ等)、呼吸器症状、消化器症状(下痢、食欲減退等)が主な症状である。

アジア、ヨーロッパで流行し、ヒトの新型インフルエンザの発生が懸念されている。

流行性脳炎(うち日本脳炎)(牛、馬、めん羊、山羊、豚、水牛、しか、いのしし)

日本脳炎ウイルスを原因とし、主にコガタアカイエカによって牛、水牛、しか、馬、めん羊、山羊、豚、いのししに伝播され、ヒトも感染する人畜感染症である。馬、ヒトは感受性が高いがそれでも発病率は0.3%といわれている。妊娠豚が感染すると、死産流産等の異常産が起こる。また、種雄豚では造精機能障害が起こることもある。治療法はないが、馬では不活化ワクチンが予防に使用されている。豚の異常産予防にも生ワクチンと不活化ワクチンが使われている。

炭疽(牛、馬、めん羊、山羊、豚、水牛、しか、いのしし)

炭疽菌を原因とし、草食動物に感染して、炭疽と呼ばれる激しい急性敗血症死を引き起こす。まれに雑食獣、肉食獣、ヒトにも感染する人畜共通感染症である。我が国での発生は、明治から昭和の初期にかけて多数の発生がみられたが、戦後は飼養形態の変化や衛生管理技術の向上により散発的にみられる。諸外国ではアメリカやイギリスをはじめとしてかなりの発生があり、特に東南アジア諸国では頻発している。

ブルセラ病(牛、めん羊、山羊、豚、水牛、しか、いのしし)

ブルセラ菌を原因とし、本来は牛、豚、羊、などの動物に感染して、伝染性の流産を引き起こす。その他に、牛では乳汁中にブルセラ菌が排菌され、公衆衛生上からも問題となる。ヒトには動物を介して感染する人畜共通感染症であり、1~2週毎に発熱と平熱をくりかえす。

結核病(牛、山羊、水牛、しか)

結核菌を原因とし、ヒト及び哺乳動物にいわゆる結核を引き起こす。我が国では昭和50年代までは牛の結核病は多数の発生がみられたが、ツベルクリンを用いた検査による結核牛の淘汰が進められ、最近

日本での牛の結核の発生は散発的である。ヒトではBCGワクチンが用いられているが、乳牛は定期的にツベルクリン検査がおこなわれ、陽性牛の淘汰により牛結核病の拡散防止が図られている。

ヨーネ病（牛、めん羊、山羊、水牛、しか）

ヨ-ネ菌を原因とし、反すう動物に慢性の頑固な下痢、乳量の低下、削瘦、貧血を引き起こす。治療法はなく、患畜及び保菌牛の殺処分及び汚染物の徹底した消毒が有効である。

伝達性海綿状脳症（うちBSE）（牛、めん羊、山羊、水牛、しか）

異常プリオン蛋白質を含む飼料等を食べることによって感染する。BSEにかかった牛の脳組織は空胞化し、海綿状（スポンジ状）となることから、牛海綿状脳症と名付けられた。牛がこの病気に感染すると、2～8年（通常2～5年）の潜伏期間の後、発病し、行動異常、運動失調などの症状を示すようになり、発病後2週間から6ヶ月の経過を経て死に至る。

スクレイピー（めん羊）

異常プリオン蛋白質を含む飼料等を食べることによって感染する。本病に罹患した動物の脳組織は空胞化し、海綿状（スポンジ状）となることから、海綿状脳症と名付けられた。めん羊がこの病気に感染すると、2年以上の長い潜伏期間のあと、行動異常、運動失調などの神経症状を呈し、発病後2週間から6ヶ月の経過で死に至る。ヒツジやヤギのスクレイピーは250年ほど前から知られており、オーストラリア、ニュージーランド等の少数の国を除いて、全世界的に発生している。

ニューカッスル病（鶏、あひる、うずら、七面鳥）

ニューカッスル病ウイルスを原因とし、感染鶏から鼻水、涙、排泄物に多量のウイルスが排泄されて、鶏群内で伝播する。ウイルス保有鶏の導入、感染野鳥の侵入、汚染物あるいは人による持込によって他の鶏群に伝播する。発症鳥は、緑色下痢便、奇声や開口呼吸などの呼吸器症状、脚麻痺や頸部捻転などの神経症状を示す。

家きんサルモネラ感染症（鶏、あひる、うずら、七面鳥）

ひな白痢とも呼ばれ、サルモネラ菌の一種（サルモネラ プロラム）を原因とする。本菌は卵黄に菌が含まれる介卵感染で広がり、雛が白色下痢を伴い、敗血症死する急性疾患である。成鶏では菌が臓器や組織に潜み、無症状な保菌鶏となることが多い。

コイヘルペスウイルス病（コイ）

マゴイとニシキゴイに発生する病気。コイ以外の魚や人への感染はない。発病すると行動が緩慢になったり餌を食べなくなるが、目立った外部症状は少なく、鰓の退色やびらん（ただれ）などが見られる。幼魚から成魚までに発生し、死亡率が高い。現在、有効な治療法はない。1998年ごろから、イスラエル、英国、ドイツ、オランダ、ベルギー、米国、インドネシア、台湾などで発生していた。我が国では、2003年1月6日にはじめて本病の発生を確認した。

実績評価（評価結果と分析・改善の考え方）

| 目 標 | 評 価 結 果 |
|--|---|
| <p>目標 国産農産物等を汚染するおそれのある特定の危害要因について、科学的評価に基づき設定された摂取許容量を超えないレベルに抑制する。</p> | <p>目標値、実績値、達成状況</p> <p>本年度の目標値 国産農産物等を汚染するおそれのある特定の危害要因について、科学的評価に基づき設定された摂取許容量を超えないレベルに抑制する。</p> <p>達成状況 目標は達成している。</p> <p>基準値 本年度の目標値と同じ</p> |
| | <p>政策目標を達成するための政策手段の有効性</p> <p>農業生産現場等において農産物等を汚染し、国民の健康に影響を及ぼすおそれのある危害要因については、サーベイランスによって実態を把握した上で、その結果に基づき、必要に応じて適切なリスク管理措置を講じることにより、国民の健康への影響を未然に防止することが重要である。</p> <p>このことから、本政策目標である「食品の安全性の確保に係る施策の効果」の把握・評価については、各種実態調査の結果から代表的な危害要因（カドミウム、かび毒及びクロロプロパノール）の摂取量を推計し、指標として用いている。</p> <p>ただし、これらの危害要因の農産物等における含有濃度は、気象条件等によって大きく左右される。</p> <p>このため、政策手段の有効性については、各年度ごとに一定以上のデータを収集でき、含有濃度の変動幅を統計学的に判断できる</p> <p>かつ、数年以上のデータの蓄積があり、含有濃度のすう勢を把握できる物質についてのみ行うことが可能である。</p> <p>このことから、平成17年度は、これらの要件を満たしている「カドミウム」について評価を行ったところ、食品からのカドミウム推計摂取量は、科学的評価に基づき設定された摂取許容量の約6割であったことから、本目標は達成されたと考えられる。（判断に用いる指標・データの推移目標の(1)を参照）</p> <p>また、食品からのカドミウムの摂取量は、減少傾向を示している。これは食品からのカドミウムの摂取において最大の寄与を示す米に関し、カドミウムの含有濃度が相対的に高い米が生産される地域において、出穂期前後の湛水管理によるカドミウム吸収抑制対策などのリスク管理措置が適切に行われた結果と考えられる。</p> |
| | <p>改善・見直しの方向</p> <p>上述のとおり、目標は達成しているが、農業生産現場等において農産物等を汚染し、国民の健康に影響を及ぼすおそれのある危害要因について、科学的原則に基づいた適切なリスク管理措置を講じることにより、国民の健康への影響を未然に防止することが引き続き重要な課題である。</p> <p>このため、産地におけるカドミウムの効果的なリスク管理措置を推進する観点から、吸収抑制対策を徹底するとともに、植物による土壌浄化技術等、カドミウムの摂取において最大の寄与を示す米に関し、含有濃度がより高い米が生産されるほ場においても適応可能な低減化技術の確立に努めていく必要がある。</p> <p>今後は、かび毒及びクロロプロパノール等の危害要因についても実態調査のデータの蓄積等を図っていく必要がある。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>目標</p> <p>国内における家畜伝染病・養殖水産動物の特定疾病の発生予防・まん延防止及び海外伝染病の侵入防止。</p> <p>発生があった場合に法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数を0件とする。</p> | <p>目標値、実績値、達成状況</p> |
| | <p>本年度の目標値 国内における家畜伝染病・養殖水産動物の特定疾病の発生予防・まん延防止及び海外伝染病の侵入防止。</p> <p>発生があった場合に法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数を0件とする。</p> <p>達成状況 目標はほぼ達成している。</p> <p>基準値 本年度の目標値と同じ（各年）</p> |
| <p>政策目標を達成するための政策手段の有効性</p> | <p>・海外伝染病については、弱毒タイプの高病原性鳥インフルエンザの発生が茨城県及び茨城県に関連した埼玉県の一部に局限して確認されたが、他の地域に拡大はしなかった。</p> <p>同病のまん延を防止するため、家畜伝染病予防法及び特定家畜伝染病防疫指針に基づき、発生農場における飼養鶏の殺処分及び汚染物品の焼却、発生農場の周辺地域を対象とした移動制限等を実施し、平成18年2月3日に移動制限は解除。移動制限区域内の農場の清浄性確認検査等において抗体陽性を示した農場も確認されたがその過半は不適切な採材によるものであった。</p> <p>また、本件の感染経路究明チームの中間報告においては、鳥類、家きん肉の輸入による侵入の可能性は低いとされた。</p> <p>なお、家畜伝染病予防法違反の疑いのある事例も一部みられたが、現在捜査中である。</p> <p>したがって、一部の農場における不適切な採材の事例が確認されたものの、家畜伝染病予防法に基づくまん延防止措置及び動物検疫による侵入防止は適切に行われ、政策手段はほぼ有効に機能したと考えられる。高病原性鳥インフルエンザ以外の家畜伝染病についても、家畜及び畜産物の輸入等による発生は確認されなかった。</p> <p>・国内発生がこれまでも確認されている家畜伝染病については、ヨーネ病の発生は引き続き500件を超える発生が確認されたが、昨年度に比較して、発生数は減少しており、引き続き法に基づく検査による早期摘発と処分、法に基づく飼養衛生管理基準の遵守の指導等の飼養衛生管理の指導の徹底等を実施した。</p> <p>・養殖水産動物の特定疾病については、引き続きコイヘルペスウイルス病の発生が確認された。</p> <p>一部の案件においては、コイの出荷先への伝播が認められたが、持続的養殖生産確保法に基づく、感染魚の焼却・埋却等のまん延防止措置の実施により、すべての案件において発生経営体及びその出荷先以外への拡大は防止された。また、その他の国内未侵入の養殖水産動物伝染性疾病の発生はなかったことから、政策手段は、有効に機能したと考えられる。</p> <p>本目標については、ほぼ目標を達成しているが、今後も引き続き、家畜及び養殖水産動物の衛生対策等の推進により畜水産物の生産段階における安全性を確保するとともに消費者に対する信頼を確保し、生産性の向上及び生産コストの低減を図り、安定的な畜水産物の供給を図ることが必要であり、家畜伝染病及び養殖水産動物の特定疾病の発生の予防、万一の発生があった際のまん延防止措置を適切に実施することが重要であると考えられる。</p> |
| <p>改善・見直しの方向</p> | <p>・発生が引き続き高水準となっている牛のヨーネ病の清浄化のための総合的な取組の拡充等により家畜伝染病の監視・危機管理体制の充実・強化を図るとともに、アジア、</p> |

ヨーロッパで流行し、ヒトの新型インフルエンザへの変異が懸念されている高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生予防及びまん延防止を図るため、リスクに応じた監視体制の重点化と効率化を図り、家畜伝染病にかかる迅速かつ円滑な防疫措置の推進を引き続き図る必要がある。

・引き続き発生が続いているコイヘルペスウイルス病などの特定疾病について、都道府県が実施するまん延防止措置の支援等を講ずるとともに、国内未侵入の疾病についても調査・研究を進め、水産防疫制度の強化を図る必要がある。

目標

我が国未発生又は一部に存在する病害虫の侵入防止。

発生があった場合に法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数を0件とする。

目標値、実績値、達成状況

本年度の目標値 我が国未発生又は一部に存在する病害虫の侵入防止。
発生があった場合に法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数を0件とする。

本年度の実績値

達成状況 目標は達成している。

基準値 本年度の目標値と同じ（各年）

政策目標を達成するための政策手段の有効性

農作物等の病害虫は急激かつ広範囲に大発生し国内農業に著しい損害を与える性質がある。特に国内に存在しない海外の病害虫については、国内に有力な天敵がない等の理由により、国内に侵入を許した際に引き起こされる被害は計り知れない。こうした被害を未然に防ぐために国としては、植物防疫所を設置して検疫体制を整備し、各都道府県に病害虫防除所を設置して防疫体制を整備するとともに、防除技術等の開発に係る施策を実施した。

これらの結果、新たに2病害虫の国内での発生が確認されたほか、既発生トマト黄化葉巻病が新たに8県で発生が確認され特殊報が発出されるなどの事例が見られたが、都道府県病害虫防除所と連携して的確な防除指導を徹底したことから著しい被害が生じる状況になかったため、法令等に基づくまん延防止措置を講ずる必要がなかった。しかしながら、今後とも病害虫のリスクを適切に管理するため、次のような課題を解決する必要がある。

- (1) 輸入植物の検査件数は平成13年の約70万件から平成17年の約80万件まで増加している。また、輸出国や品目が多岐にわたること、新たな種苗類が輸入されていることなどから、新たな病害虫の侵入リスクが高まる要因となっている。
- (2) 一方、国内の病害虫防除においては、特殊報が発出された件数は平成17年で86件となるなど、作付体系、生産環境等の変化に伴う病害虫の発生様相の変化、薬剤抵抗性病害虫の出現による防除効果の低下、土壌病害虫、ウイルス病等の難防除病害虫の発生等の問題が発生しているほか、新規の病害虫が発見されていることから、これらの病害虫の防除対策が必要となっている。
- (3) さらに、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換する必要があることから、総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指針を策定したところであるが、今後IPMの取組を生産者に普及していくとともに、その取組の質の高度化を図ることが課題となっている。

改善・見直しの方向

輸入検疫においては、これまでも病害虫の危険度解析に基づいた検疫を実施してき

たところであるが、危険度解析の実施促進とこれに基づいて検疫手法の開発・導入及び検疫体制の強化を図る。また、本年3月にとりまとめた「動植物検疫業務システムの最適化計画」を着実に実施し、今後需要の高まる分野の業務体制を強化する必要がある。

国内に発生している病害虫については、引き続き発生状況の把握に努めるほか、農業者への迅速な病害虫情報の提供を行うための発生予察技術の高度化、関係機関との連携強化を行う。さらに、難防除病害虫、新規病害虫については関係機関との連携連携により早急に防除技術を確立するとともに、都道府県が行う防除と国が行う国内検疫の一層の協力、連携を図る必要がある。

I P Mについては、生産現場への普及のための目標を明らかにするとともに、国と地方、官と民間との役割分担に基づき、各セクターが実施すべき課題を明らかにし、取組の工程を提示し、関係者が一体となって普及・定着に取り組む体制を整備する必要がある。

| | | |
|--|------------------------------------|---|
| <p>目標 遺伝子組換え農作物等の使用によって生物多様性に影響が生じるおそれがあると認められる場合に、カルタヘナ法に基づく緊急措置を発動しない状態を維持する。</p> | <p>目標値、実績値、達成状況</p> | <p>本年度の目標値 遺伝子組換え農作物等の使用によって生物多様性に影響が生じるおそれがあると認められる場合に、カルタヘナ法に基づく緊急措置を発動しない状態を維持する。</p> <p>本年度の実績値 達成状況 目標は達成している。 基準値 本年度の目標値と同じ</p> |
| | <p>政策目標を達成するための政策手段の有効性</p> | <p>本目標については、使用の承認に先立つ厳格な生物多様性影響（我が国の野生動植物への影響）評価や、生物多様性影響の未然防止に重点を置いた立入検査等のリスク管理の実施によって、遺伝子組換え農作物等の適切な使用が確保され、生物多様性に影響を生じるような緊急措置を発動を要する事態には至っておらず、カルタヘナ法に基づく緊急発動件数は、17年度末（18年3月31日）現在、0件であり、目標は達成されている。このため、本目標の政策手段は、有効に機能していると考えられる。</p> |
| | <p>改善・見直しの方向</p> | <p>平成17年度においては、使用の承認に先立つ厳格な生物多様性影響評価や、生物多様性影響の未然防止に重点を置いた立入検査等のリスク管理によって、遺伝子組換え農作物等の適切な使用が確保され、緊急措置を発動するような事態には至っていないが、今後とも、リスク管理の適切な実施により、緊急措置を発動する必要がない状態を維持していくことが重要であることから、目標に示す状態が維持されるよう、引き続き、現行の施策の推進に努める必要がある。</p> |
| <p>目標 食品表示の遵守状況の確実な改善：10年後に適正表示率を85%にするために5年（平成20年度）で不適</p> | <p>目標値、実績値、達成状況</p> | <p>本年度の目標値 食品表示の遵守状況の確実な改善：10年後に適正表示率を85%にするために5年（平成20年度）で不適正表示率（現状値平成15年度：25.3%）を2割削減する。</p> <p>本年度の実績値 14.8% 達成状況 136% 達成ランク A</p> |

| | |
|---|---|
| <p>正表示率（現状 値平成15年度 ：25.3%） を2割削減する。</p> | <p>基準値 15年度：25.3%</p> |
| <p>政策目標を達成するための政策手段の有効性</p> | <p>適正な食品表示のためには、事業者や消費者に対する食品の表示制度に対する啓蒙活動に加え、表示違反に対する実効的なペナルティが必要である。</p> <p>このため、平成14年JAS法改正に伴う罰則の強化と併せて、平成17年度には、事業者に対する表示制度に対するセミナーや、一般向けのパンフレットを作成し、食品表示に対するさらなる周知を図るとともに、食品表示ウオッチャーの強化などの監視体制を着実に充実させてきている。</p> <p>こうした政策手段が功を奏して平成17年度の調査対象店舗については、適正表示率の改善がみられているところであることから、本目標の政策手段は有効であると考えられる。</p> |
| <p>改善・見直しの方向</p> | <p>平成17年度の調査対象店舗については、不適正表示率が確実に改善しているが、さらに不適正表示率を減少させるため、啓蒙活動の一層の充実を図るとともに、不適正表示に対しては、JAS法に基づく指示・公表など厳格な措置を講じていく必要がある。</p> |
| <p>総合的な所見 （各局政策評価 担当課長）</p> | <p>本政策分野については、各目標値ともほぼ目標を達成したものと考えられる。</p> <p>今後とも科学に基づいた行政をさらに推進し、「食の安全及び消費者の信頼の確保」に努める必要がある。</p> |

【政策評価総括組織（企画評価課長）の所見】

評価結果は概ね妥当であり、改善の方向を踏まえて、施策への見直し、反映に努めるべきである。

なお、食品の安全性の確保については、カドミウム以外の有害化学物質、例えばかび毒、クロロプロパノールについても、サーベイランスやデータの蓄積を行った上で、蓄積したデータ等により、必要があればリスク管理措置を講じた後、評価を行うよう努めるべきである。

また、消費者の信頼の確保のため、「食品表示の遵守状況の確実な改善」とともに、新たなニーズに対応したJAS規格の導入の推進についても、政策評価の目標に設定することを検討する必要がある。

【評価会委員の意見】

国家公務員の削減が検討されている状況にあるが、一方で輸入農産物が増加している状況にあり、今後とも国として食品安全行政を充実強化させる必要があると思う。（永石委員）

化学物質についてはデータの蓄積がなければ評価できないとのことだが、消費者としてはできるだけ早くデータを蓄積してほしいので、他省庁や他機関の集めたデータの活用が重要である。（長谷川委員）

食品安全行政は多岐にわたるものであり民間委託等役割分担をせざるを得ない。調査を委託したものの等について、的確なチェック体制を確保することが重要である。

カドミウム以外の類似の化学物質の調査（追究）についてはどのような状況か、今調査されている物質にはどのような化学物質があり、どのような状況にあるのか、国民に周知することが重要である。（田中委員）

安全にはコストがかかることを国民に認識してもらうことも大事。理解の醸成を行う体制が必要である。（立花委員）

実績評価(政策手段シート)

| | |
|------|-----------------|
| 政策分野 | 食の安全及び消費者の信頼の確保 |
|------|-----------------|

| 分野の目標等 | | 政策手段 (法律・事業名等) | 政策手段の内容 (関連する目標) | 成果目標 (設定されている場合) | 予算額 (百万円) | 実績及び実績に対する所見 |
|--------|--|---------------------------|--|---|--------------|---|
| 目標 | 目標の内容 | | | | | |
| | 国産農産物等を汚染するおそれのある特定の危害要因について、科学的評価に基づき設定された摂取許容値を超えないレベルに抑制する。 | 農産安全管理対策事務費のうち農産物安全性確認等経費 | 農産物の安全性を確保するため、残留農薬、重金属等を調査分析。 | 国内産米麦の安全性を確保するため、残留農薬、重金属等を調査分析 | 319 | 国内産米麦の残留農薬の実態について2,350件の調査を実施した。また、国内産米穀に含まれるカドミウムについて、1,931件の調査を実施した。 |
| | | 有害物質リスク管理等委託事業(農産物生産段階) | ダイオキシン類等の有害物質について、農作物等における含有実態の把握のための調査を実施。 | 食の安全の観点から懸念されている有害物質について、その国産農林産物における含有状況の実態を把握 | 130 | 農産物中に含まれるダイオキシン類(85件)、水銀(1,425件)、ヒ素(1,733件)及びオクサトキシンA(197件)について調査を実施した。 |
| | | 有害物質リスク管理等委託事業(食品加工・流通段階) | アクリルアミド等の食品の加工流通段階で発生する危害要因の食品中の残留実態を把握するための調査を実施。 | 食の安全の観点から懸念されている有害物質について、加工食品における含有状況の実態を把握 | 17 | 食パン・ロールパン等6品目の計180件についてアクリルアミド含有量調査を実施、またしょうゆ40件、アミノ酸液40件についてそれぞれ3-MCPD及び1,3-DCP含有量調査を実施。 |
| | | 生鮮農産物安全性確保対策事業 | 農業生産段階において、農産物の安全性確保のためのリスク管理の手法であるGAPの確立・普及を推進。 | 主要農作物別のGAP策定・普及マニュアルの作成・普及 | 7 | GAP推進検討会の開催、全国研修会の開催(2回)、産地事例集及びスプラウトGAP策定・普及マニュアル(案)の作成を行った。 |

| 分野の目標等 | | 政策手段 | 政策手段の内容 | 成果目標 | 予算額 | 実績及び実績に対する所見 |
|--------|-------|---------------------------------|--|--|----------|--|
| 目標 | 目標の内容 | (法律・事業名等) | (関連する目標) | (設定されている場合) | (百万円) | |
| | | 魚介類の規制有害物質対策事業委託費 | 有害化学物質に関する継続的な監視調査及び漁獲の自主規制等の指導。 | 有害物質が暫定的規制値を超えて蓄積された魚介類の流通防止 | 4 | 調査対象水域である7水域(5県)において、対象魚類中の水銀等の蓄積状況調査をのべ202件実施した。同調査の結果を踏まえ、漁獲の自主規制措置がとられている。 |
| | | 貝毒安全対策事業委託費 | 有害プランクトンの分子レベルでの識別法の検討・貝毒等の毒化機構の解明・貝毒分析技術の向上。 | 機器分析による貝毒検査技術の開発 | 18 | 貝類の安全性を確保するため、貝毒検査技術の向上に資する技術開発のための研究等を実施した。 |
| | | 先端技術を活用した農林水産研究高度化事業のうち「リスク管理型」 | 産学官による共同研究グループ等から研究課題を公募し、採択された案件に対し委託研究を実施。 | 事業終了時評価において採択課題の大宗である80%以上が概ね当初計画を達成していること | 400 | 平成17年度から22課題について調査研究を実施中。(評価結果は、18年度末頃) |
| | | 食の安全・安心確保交付金のうち農畜水産物の安全性の確保 | 地域が自主性・独創性を発揮しながら推進する農畜水産物の安全性の確保を目的とした取り組みを支援し、我が国の食の安全と消費者の信頼の確保。 | - | 2,742の内数 | 各都道府県の事業計画に基づき事業を推進した。 |
| | | 漁場環境の化学物質リスク対策推進事業 | 水産物の安定供給を図るため、漁場環境における化学物質や重金属等の魚介類への蓄積実態や影響をより詳細に把握するための調査・研究を実施し、消費者及び生産者にわかりやすい情報を提供。 | 有害物質の魚介類への蓄積状況の把握 | 232の内数 | 277検体の主要魚介類等についてダイオキシン類の蓄積状況を明らかにした。 |
| | | 土壌有害物質リスク管理対策推進事業 | 小規模(10ha未満)の農用地の汚染除去のための客土等を実施。 | 農用地土壌汚染防止法に基づき策定された農用地土壌汚染対策計画に基づく土壌汚染の改善 | 90 | 地区内で生産された玄米中のカドミウム濃度が1ppm以上検出された1地区及び土壌中の銅濃度が125ppm以上検出された1地区の計2地区において、農用地土壌汚染対策計画に基づき、それぞれ、カドミウム及び銅の汚染除去のための客土等を実施した。 |

| 分野の目標等 | | 政策手段 (法律・事業名等) | 政策手段の内容 (関連する目標) | 成果目標 (設定されている場合) | 予算額 (百万円) | 実績及び実績に対する所見 |
|--------|-------|-------------------|--|--|--------------|--|
| 目標 | 目標の内容 | | | | | |
| | | 埋設農薬最終処理事業 | 埋設処理された残留性有機塩素系農薬を掘り出し、最終的な無害化処理を行うとともに、埋設地点周辺の環境(土壌、水質)の状況を確認。 | 3,680トンの埋設農薬処理 | 388 | 国内実施計画において最終処理を行うこととされている確認済みの埋設農薬3,680トンのうち、平成17年度においては、8県において、計722トンの埋設農薬の最終処理を実施。 【予定数量。7月までに計数確定。】 |
| | | 農薬的資材リスク情報収集事業 | 登録を受けていない農薬的資材の安全性等を確認するとともに関連の情報を収集・整理し、その結果を特定農薬の指定の可否の判断材料とするとともに、消費者、生産者等に対して情報提供。 | 農薬的資材の安全性の確認及び情報提供に資するためのデータを収集 | 134 | 特定農薬(特定防除資材)の指定が保留されている資材のうち21資材を対象として、安全性試験等を実施した。また、農薬に類似する資材として既に市場に流通している55資材について、300成分以上を対象として、化学合成農薬の混入確認試験を実施した。その結果、全ての試験対象資材において、不検出であった。 |
| | | 輸入農産物リスク管理対策事業 | 輸出国における農産物等の生産過程における生産資材の使用実態やリスク管理対策の実態状況の調査、情報提供を実施。 | 生鮮野菜類や養殖水産物の各主要輸出国におけるリスク管理の状況について調査を実施し、食品事業者や消費者へ情報提供を実施 | 17 | ・輸出国(フィリピン、台湾)におけるリスク管理の実態調査を実施 ・また食品事業者や消費者へ情報提供を実施予定(7月頃予定) |

| 分野の目標等 | | 政策手段 (法律・事業名等) | 政策手段の内容 (関連する目標) | 成果目標 (設定されている場合) | 予算額 (百万円) | 実績及び実績に対する所見 |
|--------|-------|-------------------|---|-----------------------|--------------|---|
| 目標 | 目標の内容 | | | | | |
| | | 国際規格対応強化・体制整備事業 | 規格案検討委員会開催 分析法確立に係るデータ作成 Codex部会及びISO専門家会合出席。 | 我が国の実情を的確に反映した国際規格を策定 | 11 | <ul style="list-style-type: none"> ・Codex即席めん測定法検討委員会を1回開催 ・ISO/TC34/WG9専門分科会を1回開催 ・Codex即席めん規格に適用される酸化及び水分測定法を策定。酸化については上記規格に適用する分析法として承認された。【水分測定法については、5/15～行われるコーデックス分析・サンプリング法部会で承認するかどうか検討される】 ・ISO22006の作業原案作成のための米国内会合に参加 |

| 分野の目標等 | | 政策手段 | 政策手段の内容 | 成果目標 | 予算額 | 実績及び実績に対する所見 |
|--------|-------|--|--------------------------|-------------|----------|--|
| 目標 | 目標の内容 | (法律・事業名等) | (関連する目標) | (設定されている場合) | (百万円) | |
| | | 独立行政法人農林水産消費技術センター運営費交付金うち人件費除く、施設整備費補助金 | 農産物等の農薬等の残留状況に係る調査分析を実施。 | - | 1,259の内数 | 農産物等における残留農薬等の調査分析を4,776件実施した。 |
| | | 独立行政法人肥飼料検査所(人件費除く) | 独立行政法人肥飼料検査所の運営、施設整備。 | - | 489の内数 | 肥料の品質を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料取締法に基づき、肥料の公定規格の設定(改正)2件、普通肥料の登録1531件、立入検査677件等を行った。なお、前年度に肥料取締法違反が確認された50業者(業者数)のうち44業者(業者数)に対する立入検査を実施した結果、39業者において改善が図られていた(改善率89%)。 |
| | | 独立行政法人農薬検査所(人件費除く) | 独立行政法人農薬検査所の運営、施設整備。 | - | 251の内数 | 農薬の品質の適正化及びその安全かつ適正な使用の確保するため、農薬取締法に基づき、農薬の登録3,152件(新規登録185件、再登録1,332件、申請による適用病害虫の範囲等の変更の登録1,635件)、立入検査91件等を行った。 |

| 分野の目標等 | | 政策手段 (法律・事業名等) | 政策手段の内容 (関連する目標) | 成果目標 (設定されている場合) | 予算額 (百万円) | 実績及び実績に対する所見 |
|--------|-------|-------------------|---|---------------------|--------------|--|
| 目標 | 目標の内容 | | | | | |
| | | 肥料取締法 | 肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、規格の公定、登録、検査等を行い、農業生産力の維持増進及び国民の健康の保護に資する。 | - | - | 肥料の品質を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料取締法に基づき、肥料の公定規格の設定(改正)2件、普通肥料の登録1531件、立入検査677件等を行った。なお、前年度に肥料取締法違反が確認された50業者(業者数)のうち44業者(業者数)に対する立入検査を実施した結果、39業者において改善が図られていた(改善率89%)。 |
| | | 農薬取締法 | 農薬登録に際して、関係府省と協力して安全性の評価を行うとともに、農薬の使用基準を策定し、登録農薬の適正使用の確保、無登録農薬の取締を行う。 | - | - | 農薬の品質の適正化及びその安全かつ適正な使用の確保するため、農薬取締法に基づき、農薬の登録3,152件(新規登録185件、再登録1,332件、申請による適用病害虫の範囲等の変更の登録1,635件)、立入検査91件等を行った。 |

| 分野の目標等 | | 政策手段 | 政策手段の内容 | 成果目標 | 予算額 | 実績及び実績に対する所見 |
|--------|---------------------------|---------------------------------|---|--|-------|--|
| 目標 | 目標の内容 | (法律・事業名等) | (関連する目標) | (設定されている場合) | (百万円) | |
| その他 | HACCP手法支援法に基づく高度化計画の認定件数 | 食品製造工程管理高度化促進事業 | 中小食品事業所等のHACCP導入促進のための人材育成及び技術データベース構築による環境の整備。 | HACCP手法支援法に基づく高度化計画認定件数 284件(これまでのすう勢に対し、30%増加させた件数(平成19年度)) | 150 | ・HACCP手法支援法に基づく高度化計画認定件数平成16年度200件 平成17年度224件となっており、件数は、確実に増加している ・人材育成に係るHACCP研修の開催が15カ所、参加人数が1,473人 |
| | 一定規模以上の水産加工場におけるHACCP導入率 | 水産物安全・安心推進強化事業 | 水産加工場及び産地市場での品質・衛生管理の向上並びにHACCP方式導入促進のための取組の支援。 | ・水産食料品製造業のHACCP方式の導入率 目標値 18.3%(平成18年度) ・一般的衛生管理講習会の受講者数 目標値 1,000人/年(平成18年度) | 150 | ・水産食料品製造業のHACCP方式の導入率 実績値12.5%(平成16年度) 13.8%(平成17年度) ・一般的衛生管理講習会の受講者数 実績値 1,196人/年(平成17年度) 導入率、受講者数ともに確実に増加している |
| | 一定規模以上の飲用牛乳工場におけるHACCP導入率 | 乳業再編整備等対策事業交付金 | 高度な衛生水準による牛乳・乳製品の製造・供給を行う体制整備等。 | - | 500 | 飲用牛乳工場におけるHACCP方式の導入率 実績値は、58.9%(平成16年度) 60.5%(平成17年度)と増加している。 |
| | HACCP手法支援法に基づく高度化計画の認定件数 | 食品産業品質管理高度化促進資金 (農林漁業金融公庫資金) | 食品製造業におけるHACCP手法に対応した高度な衛生・品質管理施設の導入支援。 | - | 6,700 | 融資実績は9件、2,327百万円となっており、目標の「法に基づく高度化計画の認定件数」の増加に寄与している。 |

| 分野の目標等 | | 政策手段 | 政策手段の内容 | 成果目標 | 予算額 | 実績及び実績に対する所見 |
|--------|---------------------------|----------------------|--------------------------------|-------------|-------|--|
| 目標 | 目標の内容 | (法律・事業名等) | (関連する目標) | (設定されている場合) | (百万円) | |
| その他 | 一定規模以上の飲用牛乳工場におけるHACCP導入率 | 農林漁業金融公庫資金のうち乳業施設資金 | 乳業施設資金の融資枠。 | - | 1,530 | 飲用牛乳工場におけるHACCP方式の導入率実績値は、58.9%(平成16年度) 60.5%(平成17年度)と確実に増加している。 |
| | | 食品の製造過程の管理の高度化に関する法律 | 食品の製造過程の管理の高度化の促進、食品の適正な品質の確保。 | - | - | 高度化計画の認定件数は、24件増加。 法により、食品の製造過程の管理の高度化の促進、食品の適正な品質の確保が図られていると考えられる。 |

| 分野の目標等 | | 政策手段 | 政策手段の内容 | 成果目標 | 予算額 | 実績及び実績に対する所見 |
|--------|--|-----------|---|--|-------|---|
| 目標 | 目標の内容 | (法律・事業名等) | (関連する目標) | (設定されている場合) | (百万円) | |
| | 国内における家畜伝染病・養殖水産動物の特定疾病の発生予防、まん延防止及び海外伝染病の侵入防止。発生があった場合には、法令等に基づくまん延防止措置が適切にできていない事例の件数を0件とする。 | 家畜衛生対策事業 | <ul style="list-style-type: none"> 飼養衛生管理基準等の家畜衛生対策に必要なマニュアル等の作成、普及推進するためのパンフレット等の作成 動物由来感染症等についての調査、集計、解析 動物用医薬品の国際的なガイドライン等の設定に必要な調査、試験の実施、情報の収集、会議等の開催 死亡牛の検査・処理の円滑な実施、ヨーネ病及びオーエスキー病の清浄化等のためのワクチン接種等への助成の実施。 | 口蹄疫等の広範囲な地域に影響を及ぼす家畜伝染病が発生した場合、确实・迅速な防疫措置が実施されること | 3,517 | 死亡牛の検査・処理の円滑な実施、ヨーネ病及びオーエスキー病の清浄化等のためのワクチン接種等への助成を行った |
| | | 家畜伝染病予防費 | 家畜伝染病予防法に基づく家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止措置の実施。 | <ul style="list-style-type: none"> 家畜の伝染性疾病の発生予防 家畜伝染病のまん延防止 | 1,934 | 家畜伝染病の患畜、疑似患畜の殺処分を実施し、汚染物品の焼却等について手当金を交付した。 |
| | | 薬事監視事務委託費 | 薬事法等に基づき動物用医薬品の製造販売業者等に立入検査等を実施。 | 薬事法に基づく法定受託事務の遂行により被害の発生や社会的混乱を未然に防ぐ。 | 7 | 動物用医薬品等の安全性等の確保のため、委託契約を締結した都道府県が製造所等への立入検査等を実施した。 |

| 分野の目標等 | | 政策手段 (法律・事業名等) | 政策手段の内容 (関連する目標) | 成果目標 (設定されている場合) | 予算額 (百万円) | 実績及び実績に対する所見 |
|--------|-------|-------------------|---|---------------------|--------------|--|
| 目標 | 目標の内容 | | | | | |
| | | 動物検疫所 | <ul style="list-style-type: none"> ・輸出入動物及び畜産物の検疫業務の実施 ・輸出入検疫業務の実施の円滑化(技術改善・平準化、使用済み薬品の処理、家畜防疫官研修等) ・悪性伝染病の危機管理体制整備(鳥類及び犬等の検疫の充実強化等) ・動物検疫犬による検査態勢整備費 ・動物由来感染症検疫体制整備 ・動物検疫検査手続電算処理システム(ANIPAS)高度利用・最適化事業。 | - | 4,255 の内数 | 輸入される動物・畜産物に対し、動物検疫を実施したところ、伝染性疾病の発見等があった。 |

| 分野の目標等 | | 政策手段 | 政策手段の内容 | 成果目標 | 予算額 | 実績及び実績に対する所見 |
|--------|-------|------------------------------|---|--|----------|---|
| 目標 | 目標の内容 | (法律・事業名等) | (関連する目標) | (設定されている場合) | (百万円) | |
| | | 人畜共通感染症等危機管理体制整備調査等委託費 | 発生状況等を監視するためのサーベイランス計画の策定、実施及び専門家チームによる結果の評価に加え、新たな診断手法や病原体の不活化手法の検証・実用化及び既存の診断手法の再評価等を実施。 | 海外伝染病の侵入防止、国内に存在する家畜伝染病のうち公衆衛生上問題となる疾病の清浄化の推進等、国内に存在する家畜伝染病の清浄性の維持、動物用医薬品等の安全性の確保・品質の改善率 | 69 | 人畜共通感染症等を含む家畜の伝染性疾病について危機管理体制の整備・強化に資する調査等を実施した。 |
| | | 承認された水産用医薬品の承認対象目間の残留検証事業委託費 | 養殖魚に水産用医薬品を投与し、休薬期間を過ぎた魚に薬が残留しているか分析。 | 5年間で約40養殖魚種について可能な限り残留の有無を確認し、ガイドラインの妥当性を検討する。 | 10 | 承認対象目ごとに代表魚種以外の魚種の水産用医薬品の残留性を検証するための試験を実施した。(H16年及び17年で2薬品について24魚種で検証し、現行ガイドラインの妥当性が確認されている。) |
| | | 動物医薬品検査所 | 改正薬事法による承認申請に係るGMP調査の実施、改正薬事法による原薬等登録原簿への登録の実施、海外悪性伝染病ワクチンの検査の実施。 | - | 981の内数 | 薬事法に基づき、検査・検定等を実施した。 |
| | | 食の安全・安心確保交付金のうち養殖衛生管理体制の整備 | 総合推進対策(養殖衛生対策体制の推進) 養殖衛生管理指導(医薬品適正指導、養殖衛生管理技術普及・啓発 養殖場の調査監視(医薬品残留検査等) 養殖衛生管理機器整備(魚病診断機器等) 疾病対策(監視・発生対策、特定疾病まん延防止措置) | 特定疾病発生時には、養殖場等においてまん延が拡大し常在化することのないようまん延防止措置が図られること。 | 2,742の内数 | |

| 分野の目標等 | | 政策手段 (法律・事業名等) | 政策手段の内容 (関連する目標) | 成果目標 (設定されている場合) | 予算額 (百万円) | 実績及び実績に対する所見 |
|--------|-------|--|--|---|----------------------|--|
| 目標 | 目標の内容 | | | | | |
| | | <p>魚類防疫技術対策事業委託費</p> <p>養殖衛生対策センター事業委託費</p> | <p>コイヘルペスウイルス病の発生対応を行う。OIEリファレンスラボラトリー活動を行う。海外における疾病の発生状況や診断について情報収集を行う。ワクチンの開発・改良。</p> <p>養殖現場指導を行う衛生管理技術者等人材の育成(魚類防疫研修の強化) 魚類防疫知識等の普及・啓発(技術者派遣・パンフレット作成等) 養殖衛生管理技術開発(マニュアル作成、調査研究等) 輸入種苗モニタリング(モニターの現地派遣等)の強化など。</p> | <p>国内及び国際的に求められる魚類防疫対応が実施されること。</p> <p>早期に国内未侵入疾病を確認した場合は、国内に発生が継続する等常在化することのないよう魚類防疫体制が強化されること。</p> | <p>36</p> <p>106</p> | <p>養殖衛生管理の推進に資するため、養殖衛生管理の普及・指導・啓発の推進、魚類防疫の調査・研究・技術開発の促進、水産用医薬品の開発促進を実施した。</p> |
| | | <p>薬剤耐性菌等安全性評価情報整備委託費、動物用医薬品等安全性及び有用性確認調査委託費</p> | <p>動物用医薬品の使用基準の設定及び改正のための残留試験の実施。 動物用医薬品等の安全性及び有用性に関する試験の実施</p> | <p>動物用医薬品の使用基準の見直し、設定のための資料を得る。 動物用医薬品等の安全性及び有用性を確認する。</p> | <p>134</p> | <p>動物用医薬品の使用基準等の設定に必要な試験を実施した。 動物用医薬品等の有効性及び安全性を確認するのに必要な試験を実施した。</p> |
| | | <p>動物用医薬品承認・許可基準普及委託費</p> | <p>平成17年4月に施行される改正薬事法により新たに導入される製造販売業者の許可基準等についての解説書の作成等を行う。</p> | <p>許可基準の円滑な導入及び運用の周知徹底を行い、動物用医薬品が適切に製造・販売されることにより、被害の発生や社会的混乱を未然に防ぐ。</p> | <p>9</p> | <p>薬事法の大改正により新たに導入された制度・基準等についての英文及び邦文の解説書を作成し、講習会を開催した。</p> |
| | | <p>小動物獣医療実態調査委託費</p> | <p>小動物保健衛生情報の作成と提供 小動物臨床獣医師等を対象とする研修</p> | <p>検討会において重点分野とされた調査事項(例:動物由来感染症の発生状況、高度診療技術の利用状況)に関する実態の把握 小動物臨床獣医師の知識・技術の向上(調査・解析結果の提供、研修の実施)</p> | <p>12</p> | <p>検討会を開催し、調査対象疾病を、調査項目等を決定した。調査対象疾病を、近年発生が増加しているイヌの心内膜症とし、合計406症例について臨床診断、治療法、転機を調査し、解析結果を取りまとめた。</p> |

| 分野の目標等 | | 政策手段 | 政策手段の内容 | 成果目標 | 予算額 | 実績及び実績に対する所見 |
|--------|-------|---------------------|-----------------------------------|-------------------------------|------------|---|
| 目標 | 目標の内容 | (法律・事業名等) | (関連する目標) | (設定されている場合) | (百万円) | |
| | | 独立行政法人肥飼料検査所(人件費除く) | 独立行政法人肥飼料検査所の運営、施設整備。 | - | 489 の内数 | 飼料製造業者等に対する立入検査及び収去した飼料の成分検査を実施し、基準・規格等遵守状況を確認するとともに、違反飼料が認められた場合には、原因の究明及び改善指導を行なった。 |
| | | 飼料の有害物質等残留基準設定等委託費 | 農薬等の飼料中の残留基準値を設定するために必要な飼養試験等を実施。 | 農薬等の飼料中の残留基準値等の設定による食品の安全性の確保 | 293 | 農薬等の飼料中の残留基準値を設定するために必要な飼養試験等を実施した。 |

| 分野の目標等 | | 政策手段 | 政策手段の内容 | 成果目標 | 予算額 | 実績及び実績に対する所見 |
|--------|-------|---|---|-------------------------------|----------|---|
| 目標 | 目標の内容 | (法律・事業名等) | (関連する目標) | (設定されている場合) | (百万円) | |
| | | 流通飼料対策事業 | 組換え体利用飼料の安全性確認試験等の実施、抗菌性物質の適正使用マニュアル等の作成。 | 飼料製造業者等の自主管理体制整備等による食品の安全性の確保 | 203 | 報告書の作成及びパンフレットの配布を実施し、飼料製造業者等の自主管理体制整備等による食品の安全性の確保を図った。 |
| | | 養魚用飼料の安全性向上対策事業 | 水産生物の増養殖技術に関する基礎的研究等。 | 養魚用飼料中の有害物質の許容基準に係る評価の実施 | 17 | 養魚用飼料の安全性の確保を図るため、飼料中の有害物質の養殖魚への蓄積状況等について、調査分析等を行い、評価を実施した。 |
| | | 食の安全・安心確保交付金のうち伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止のうち家畜衛生の推進、養殖衛生管理体制の整備 | 地域が自主性・独創性を発揮しながら推進する伝染性疾病の発生予防・まん延防止等を目的とした取り組みを支援し、我が国の食の安全と消費者の信頼の確保を図る。 | - | 2,742の内数 | 各都道府県の事業計画に基づき事業を推進した。 |
| | | 家畜伝染病予防法 | 国内防疫及び動物検疫を実施することにより、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止を図る。 | - | - | 家畜伝染病予防法に基づき、国内防疫及び動物検疫に関する政策を実施した。 |
| | | 家畜保健衛生所法 | 都道府県が家畜衛生対策を講じる実施機関として、家畜保健衛生所を設置する根拠を規定。 | - | - | 全国で178カ所の家畜保健衛生所が設置されている。 |
| | | 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 | 飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定等により飼料の安全性の確保及び品質の改善を図る。 | - | - | 飼料の安全性確保及び品質の改善に関する法律に基づき、飼料の安全性確保に関する政策を実施した。 BSE監視強化のため、施行規則の改正を行い、飼料の輸入業者への飼料原料の届出や小売業者の届出を義務化した。 |

| 分野の目標等 | | 政策手段 | 政策手段の内容 | 成果目標 | 予算額 | 実績及び実績に対する所見 |
|--------|--------------------------|--|---|-------------|----------|---|
| 目標 | 目標の内容 | (法律・事業名等) | (関連する目標) | (設定されている場合) | (百万円) | |
| | 我が国未発生又は一部に存在する病害虫の侵入防止。 | 植物防疫所 | ・全国の空海港における検疫の実施 ・侵入警戒調査の実施 ・移動規制の実施。 | - | 9,516 | 輸入植物検査件数:80万件 侵入警戒地点数:1420地点 移動検査件数:93件 |
| | | 植物防疫事業交付金 | 国が行う発生予察事業への協力するのに要する経費及び病害虫防除所の運営に要する経費の財源として、都道府県に交付される資金。 | - | 346 | 予察情報の発出件数:676件 予察情報の利用件数(HPのアクセス件数):約94万件 |
| | | 植物防疫対策費補助金 | 我が国未発生又は一部に存在する病害虫の侵入防止を図るために行われる事業に対する補助金のうち、都道府県以外に交付されるもの。 | - | 155 | 臭化メチル代替剤開発試験数:82件 |
| | | 食の安全・安心確保交付金のうち伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止のうち病害虫の防除の推進及び重要病害虫の特別防除等 | 我が国未発生又は一部に存在する病害虫の侵入防止を図るために行われる事業に対する補助金のうち、都道府県に交付されるもの。 | - | 2,742の内数 | IPM実施モデル地区数:4地区 侵入警戒地点数:6658地点 |
| | | 特殊病害虫特別防除費補助金(内閣府沖縄振興局計上) | 沖縄県において、我が国未発生又は一部に存在する病害虫の侵入防止を図るために行われる事業に対する補助金。 | - | 994 | 侵入警戒調査により捕捉された病害虫の周辺における定着数:0件 |
| | | 植物防疫法 | 植物に有害な動植物による農作物の被害を防止するための規制 | - | - | 植物防疫法に基づくまん延措置の件数:0件 |

| 分野の目標等 | | 政策手段 | 政策手段の内容 | 成果目標 | 予算額 | 実績及び実績に対する所見 |
|--------|--|------------------------------------|--------------------------------|-------------|-------|------------------------|
| 目標 | 目標の内容 | (法律・事業名等) | (関連する目標) | (設定されている場合) | (百万円) | |
| | 遺伝子組換え農作物等の使用によって生物多様性(野生動植物の生態系等)影響が生じるおそれがあると認められる場合に、カルタヘナ法に基づく緊急措置を発動しない状態を維持する。 | 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 | 遺伝子組換え農作物等による生物多様性影響を防止するための規制 | - | - | カルタヘナ法に基づく緊急措置の発動件数:0件 |

| 分野の目標等 | | 政策手段 (法律・事業名等) | 政策手段の内容 (関連する目標) | 成果目標 (設定されている場合) | 予算額 (百万円) | 実績及び実績に対する所見 |
|--------|---|--|---|---|--------------|--|
| 目標 | 目標の内容 | | | | | |
| | <p>食品表示の遵守状況の確実な改善:10年後に適正表示率を85%にするために5年(平成20年度)で不適正表示率(現状値:25.3%)を2割削減することを目標とする。</p> | <p>総合食料対策調査等民間団体委託費のうち食品等の表示・規格関係分</p> | <p>・パンフレット作成 ・研修会、説明会等の開催 ・各種加工食品の生産履歴情報の実態調査等。</p> | <p>・生産情報公表JAS規格 ・有機畜産物JAS規格の普及・啓発による制度の円滑な実施等</p> | <p>69</p> | <p>・有機畜産物等を中心とした有機食品及び特別栽培農産物に関する制度の普及を促進するため、小冊子「人にも地球環境にもやさしい有機食品」10万部作成・配布し、「有機畜産物の生産行程管理者ハンドブック」を作成・配布するとともに、有機畜産物等検査員を対象とした講習会(8回)を開催。 ・生産情報公表JAS規格のパンフレット(20万部)を、作成・配布したほか、全国5箇所において、生産情報公表JAS規格に関する流通業者向け研修会及び全国2箇所において、消費者向けセミナーを開催した。 ・また、全国6箇所において、認証を受け</p> |

| 分野の目標等 | | 政策手段 (法律・事業名等) | 政策手段の内容 (関連する目標) | 成果目標 (設定されている場合) | 予算額 (百万円) | 実績及び実績に対する所見 |
|--------|-------|--------------------------------------|---|---|--------------|--|
| 目標 | 目標の内容 | | | | | |
| | | 食品表示適正化推進事業費、特別栽培農産物新表示ガイドライン消費者普及事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・国民各層からの意見の集約 ・製造業者向け普及・啓発 ・流通業者向け普及・啓発 ・食品表示ウオッチャーの配置等。 | 表示の遵守状況の確実な改善(一般調査における調査店舗の不適正表示率を2割削減(平成20年度目標)) | 124 | <ul style="list-style-type: none"> ・品質表示基準の啓発用パンフレットを一般消費者等向け43万部、製造業者向け5千部、流通業者向け8千部を作成し配布した。 ・表示制度の啓発のため、雑誌(7誌)、新聞(8誌)への広告掲載(3月掲載)、セミナー(8回)を行った。 ・食品表示の監視のため、食品表示ウオッチャーを500名設置し、食品表示のモニタリングを実施した。 ・消費者等からの意見を集約するため、タウンミーティングを10箇所で開催した。 |

| 分野の目標等 | | 政策手段 (法律・事業名等) | 政策手段の内容 (関連する目標) | 成果目標 (設定されている場合) | 予算額 (百万円) | 実績及び実績に対する所見 |
|--------|-------|-------------------------------------|---|--------------------------------------|--------------|--|
| 目標 | 目標の内容 | | | | | |
| | | 食品表示適正化対策推進事業 | 食品表示適正化のための総合的な取組。 | - | 57 | <ul style="list-style-type: none"> ・10県において、表示制度に関する検討委員会を実施した。 ・35県において、制度啓発のためのセミナーを実施した。 ・41県において、食品表示ウォッチャーを計4,027名設置し、表示モニタリングを実施した。 ・23県において、食品表示指導員を設置した。 ・29県において、表示制度普及のためのパンフレット等を作成し、配布した。 |
| | | 独立行政法人農林水産消費技術センター運営費交付金及び施設整備費補助金 | 独立行政法人農林水産消費技術センターが、JAS規格の遵守状況等の適切な確認を実施。 | - | 1,259の内数 | JAS製品について、535件検査した。 |
| | | 総合食料対策調査等委託費のうちJAS規格等検査・分析手法妥当性確認事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・JAS規格に規定されている分析手法の科学的検証 ・JAS格付におけるサンプリング頻度及び判定手法についての科学的な調査・検討。 | JAS格付を行うに当たっての分析手法の妥当性確認とサンプリング手法の確立 | 20 | 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰、風味調味料のJAS規格並びにパン粉、りんごピュアストレートジュースのJAS規格案の品質項目の測定方法に対する妥当性確認試験を実施し、その結果をJAS調査会で審議される規格見直し案(制定案)に反映させた。 |
| | | 総合食料対策調査等委託費のうち内外食料品価格形成要因調査・分析事業 | 内外の食料品小売価格の実態調査及びそのコスト要因の構造分析。 | - | 3 | 東京と海外主要都市における食料品の小売価格の調査及び、内外価格差の要因について調査・分析を行った。 |

| 分野の目標等 | | 政策手段 | 政策手段の内容 | 成果目標 | 予算額 | 実績及び実績に対する所見 |
|--------|--|--------------------------------------|---|-------------|----------|---|
| 目標 | 目標の内容 | (法律・事業名等) | (関連する目標) | (設定されている場合) | (百万円) | |
| | | 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 | 日本農林規格(JAS規格)の制定、普及により、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示を行わせることによって一般消費者の選択に資する | - | - | <ul style="list-style-type: none"> ・本年3月1日に、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第67号)が施行。 ・平成17年度中(本年3月31日)に全てのJAS規格を見直しが行われ、生産情報農産物や有機畜産物のJAS規格を制定した。 ・「食品の表示に関する共同会議」(JAS法に関する調査会と食品衛生法に関する審議会の共同開催)において、食品の表示基準全般について調査審議を行った。 ・食品の不正表示に対し、JAS法に基づき厳正な対応(立入検査及び指示)を実施した。 |
| その他 | トレーサビリティの導入・普及 | 独立行政法人家畜改良センター運営費交付金のうち家畜個体識別システムの運営 | 家畜個体識別システムの適切な運営。 | - | 127 | 農林水産大臣が定める中期目標を達成するため、17年度計画を着実に実施。 |
| | 生鮮食品及び加工度が低い加工品を対象として、主要な購買先において、24時間以内に生産流通履歴の追跡・遡及を可能とするシステムの品目の導入状況 | 牛肉トレーサビリティ業務委託費 | 牛と牛肉の同一性を確認するためのDNA鑑定の実施。 | - | 747 | 全国のと畜場から照合用サンプルを採取するとともに、小売店等からのサンプル採取とDNA鑑定を実施した。 |
| | | 食の安全・安心確保交付金のうち消費者の信頼の確保のうち | すべての食品(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法の対象を除く。)を対象に、各食品の特性を踏まえたトレーサビリティシステム導入のために必要なデータベースの構築、情報関連機器や分析機器の整備等を支援。 | - | 2,742の内数 | 情報関連機器・分析機器等を補助対象として、トレーサビリティシステムの構築を支援した。 |

| 分野の目標等 | | 政策手段 | 政策手段の内容 | 成果目標 | 予算額 | 実績及び実績に対する所見 |
|--------|-------|------------------------------|--|---|-------|--|
| 目標 | 目標の内容 | (法律・事業名等) | (関連する目標) | (設定されている場合) | (百万円) | |
| その他 | | ユビキタス食の安全・安心システム開発事業 | ユビキタス・コンピューティング技術を活用した先進的な食の安全・安心システムを、公募方式により開発。 | 生鮮食品及び加工度が低い加工品を対象として、主要な購買先において、24時間以内に生産流通履歴の追跡・遡及を可能とするシステムを50%程度の品目について導入(平成19年度) | 1,200 | 8課題の実証試験に取り組んだ。さらに、中央セミナーや各ブロックでの地域セミナー等を開催するとともに、品目別のトレーサビリティシステム導入ガイドラインの作成等を行い、システムの普及啓発を行った。また、平成17年度実績値は、40%となり、成果目標の達成にむけて確実に事業の効果があがっていると考えられる。 |
| | | ユビキタス食の安全・安心システムモデル地区整備事業 | 各地域においてモデル地区の総合的な整備を進めるため、ユビキタス・コンピューティング技術を活用した生産自動制御システム、生産資材自動識別管理システム、情報関連施設、分析・検査施設等の整備に対して助成。 | | | 600 |
| | | 米生産流通履歴情報システム導入支援事業 | 米のトレーサビリティシステム導入に必要な条件整備。 | - | 58 | 民間のトレーサビリティシステム導入に向けたデータベースの整備や精米工場における情報処理機器等の導入等に必要な助成を行った。 |
| | | 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法 | BSEのまん延防止措置の的確な実施や牛肉の安全性に対する信頼確保を図るため、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階において当該個体識別番号を正確に伝達するための制度を構築する。 | - | - | 制度の円滑かつ適切な実施を図るため、監視・指導等を実施した。 |